

特集《著作権》

「著作権実務 Q & A」の作成と各支部における 研修会の報告

平成 25 年度著作権委員会 第 2 部会

板垣 忠文, 木村 達矢, 木森 有平, 小林 基子, 佐藤 祐介, 眞田 恵子,
中川 信治, 信末 孝之, 溝口 督生

要 約

平成 24 年度の著作権委員会第 2 部会では、全会員を対象として「著作権業務に関する情報提供のお願い」と題したアンケートを行い、「弁理士の著作権業務の実態及び実務上の疑問点」について調査し、更に、その内容を基に「会員からのアンケートに基づく著作権実務 Q&A」（計 6 章：著作物性、著作権・著作者人格権、権利制限、著作権に関する契約、著作権以外の知的財産権との関係、その他（著作権登録など）から構成）を作成した。

平成 25 年度の同委員会第 2 部会では、作成した「Q&A」を基にして、弁理士会各支部（関東、東海、北陸、北海道、東北、四国、近畿、中国、九州）計 9 箇所にて研修会を実施した。

本稿では、平成 24 年度に実施したアンケート結果、同 25 年度各支部において行った研修会の状況、更に研修会の際に会員から出された質問及びそれに対する講師の回答を紹介するとともに、併せて「Q&A」集の一部（第一章：著作物性）を巻末にて紹介する。

目次

1. はじめに
 2. アンケートの調査結果及び「著作権実務 Q&A」について
 - (1) アンケートの実施状況
 - (2) 「著作権実務 Q&A」の作成
 3. 各支部における研修状況
 4. おわりに
- (注：巻末にて「著作権実務 Q&A」の第一章「著作物性」を紹介)

1. はじめに

平成 24 年度の著作権委員会第二部会では、弁理士会各支部で今まで行われた著作権に関する活動を調査するとともに、全会員対象に宛てて会員の著作権業務の実態及び実務上の疑問点に関するアンケート調査を行い、それをもとに「会員からのアンケートに基づく著作権実務 Q&A」を作成した。更に平成 25 年度の第二部会では、前年度に作成した「Q&A」をテキストとして、各支部において著作権実務の継続研修を開催した。

以下においては、アンケートの調査結果及び「著作権実務 Q&A」の内容の一部を紹介するとともに、各支部における研修状況を報告する。

2. アンケートの調査結果及び「著作権実務 Q&A」について

(1) アンケートの実施状況

「著作権業務に関する情報提供のお願い」と題したアンケートを平成 24 年 7～8 月にかけて全会員に宛てて行った。回答人数は 63 名で、その内訳は事務所経営・勤務 39 名、企業所属 19 名、大学の産学連携本部所属 5 名であった。

アンケートで尋ねた内容は以下の通りである。

i. 相談を受けた分野：

受けた相談分野の状況を知るべく、「文章」、「写真」、「絵画」など複数の選択肢を設け、複数回答可として回答を得た。必ずしも著作権法第 10 条の「著作物の例示」に沿った選択肢とせず、「アニメ、キャラクター」「ホームページ」なども一つの項目として設定した。その方が、著作権業務の実態を理解できるのではないかと推測したためである。回答状況は以下の通りである。

	相談を受けた分野	件数（複数回答可）
1	文章	26
2	写真	31
3	絵画などの美術	13
4	建築物	8
5	音楽	19
6	コンピュータ・プログラム	24
7	アニメ・ゲーム・キャラクター	20
8	ホームページ・ブログ	17
9	その他	12

複数回答を前提としているため「文章をブログで」「建築物を写真で」などのように対象が組み合わせられた場合にも、個別に計算されている可能性がある。

「その他」に関しては、具体的に回答を記載しているものが少なかったもの、他の項目の回答から「データ集、企画書、編集著作物、図面・図表等の図形の著作物」分野に関するものではないかと推測された。

ii. 相談内容の概要：

どのような内容の相談であったかを知るべく、以下のような選択肢を設け複数回答可として回答を得た。

	相談内容	件数（複数回答可）
1	相手方の行為（他者の行為が著作権侵害になるのではないか）	23
2	自らの行為の確認（他者の著作権侵害にならないか）	47
3	契約や公募条件の作成	29
4	著作権登録（文化庁及びSOFTIC）	12
5	その他	17

コンプライアンスの観点からか、企業所属・事務所所属の会員に関わらず、「自らの行為（他者の著作権侵害にならないか）」に関する相談内容が最も多い結果となった。また、昨今のご当地キャラブームの影響などからか、デザイン案その他の著作物の公募条件・契約に関する相談がその次に多くなっている点が注目された。

「その他」に関しては、誰に著作権があるかという「権利の帰属」の問題や、権利制限（著作権法第30～50条）、SNS等の開設者の著作権法上の責任、海外における著作権や著作権登録、といった内容が挙げられていた。

（2）「著作権実務 Q&A」の作成

アンケートでは上記「相談内容の概要」に加え、より具体的な相談の内容について支障のない範囲で開示を求めた。本部会では、この回答から得られた具体的な相談内容を、ある程度一般化した「質問」として再構成し、その質問に対する回答を試みることにした。こうして作成されたのが、「著作権実務 Q&A」である。

「Q&A」は、以下の6章より構成されている。

1. 著作物性
2. 著作権・著作者人格権
3. 権利制限
4. 著作権に関する契約
5. 著作権以外の知的財産権との関係
6. その他（著作権登録など）

特許庁における審査を経て設定登録により発生する特許権、商標権等とは異なり、著作権は「著作物の創作」により発生する。すなわち、著作権に関する問い合わせがあった場合には、そもそも問い合わせの対象となっている「著作物（と主張されているもの）」に著作権が発生しているか、から検討する必要がある、その際の検討の重要な点の1つが「著作物性」となる。会員からのアンケートでも、「設計図面の著作物性」、「商品の取扱説明書の著作物性」など、著作物性に関する質問が多く見られた。そこで、第1章では著作物性を中心に取り上げた。

第2章は「著作権・著作者人格権」（著作権の譲渡、権利侵害に関する内容を含む）、第3章は「権利制限」に関する内容となっている。第2章で挙げた「権利侵害の成否」に関する複数の設問では、「著作権侵害に該当」とする場合が比較的多くなっており、意外と思われるかもしれない。しかし、著作物の場合、個人レベルであっても複製が比較的容易に行えるケースが多く、私的使用（第30条）その他、権利制限が認められる範囲も案外狭いといった状況がある。

第4章は、「著作権に関する契約」を取り上げた。特に、アンケートでも相談が多いとされた「公的機関などによるキャラクターや楽曲の公募」や、技術的な点に絡み相談を受け易いと思われる「ソフトウェアの制作委託」に関する契約について、概要の解説を付した。

第5章は、著作権以外の財産権、すなわち意匠権や商標権、更にはコンピュータ・プログラムとの関係で

特許権との関係について取り上げた。

第6章は、上記に当てはまらない事項、例えば日本国内における著作権登録、プログラムの登録、その他について紹介した。

「Q&A」は全体で約50頁に亘るため、ここでは全てを紹介することはできないが、参考として第1章「著作物性」の部分抜粋して、この報告の最後に添付する。

3. 各支部における研修状況

平成25年度に入り、上記アンケートの結果及び作成した「著作権実務 Q&A」の内容を会員に還元すべく、その内容を元にして以下の通り各支部において研修を開催した。

- (1) 関東 平成25年6月28日(金)
講師 板垣 忠文 委員
(受講者約120名<弁護士少なくとも1名含む>)
- (2) 東北 平成25年8月30日(金)
講師 佐藤 祐介 委員
(受講者約10名)
- (3) 北海道 平成25年9月4日(水)
講師 小林 基子 委員
(受講者約10名<弁護士1名含む>)
- (4) 近畿 平成25年10月31日(木)
講師 中川 信治 委員
(受講者約80名)
- (5) 九州 平成25年11月8日(金)
講師 溝口 督生 委員
(受講者10名<弁護士1名含む>)
- (6) 四国 平成26年1月17日(金)
講師 眞田 恵子 委員
(受講者8名<弁護士1名含む>)
- (7) 東海 平成26年2月7日(金)
講師 木村 達矢 委員
(受講者20名)
- (8) 中国 平成26年2月22日(土)
講師 信末 孝之 委員
(受講者21名)
- (9) 北陸 平成26年3月8日(土)
講師 木森 有平 委員
(受講者19名)

以下では、各支部における質疑応答で出された質問(質問の趣旨を変更しない範囲で、一般化した内容に改変している)の一部と、それに対する各講師<若しくは当部会>の回答を紹介する。

○著作者人格権の不行使特約について：

「原著作権から著作権の譲渡契約を受ける際、著作者人格権の不行使特約を付けるといった意見があるが、そもそも人格権について不行使の特約を結ぶことはできるのか？」

(回答) 著作者人格権の不行使特約を無効とする考え方もあるが、著作者が人格権の不行使特約の締結に同意してくれるのであれば、トラブルを回避するために結んでおいたほうがよいのではないかと。

○先行著作物の調査について：

「類似の先行著作物を調べてくれる機関などを知らないか。例えば、先行商標はIPDLで調べられるが、先行著作物はどこで調べていいのか分からない。」

(回答) 著作権の発生は無方式主義なので、先行著作物調査といっても難しく、少なくとも講師はそのような機関は知らない。

アドバイスとしては、著作権侵害は依拠が要件なので、まずはその著作物を創作した人に、「これはどうやって作ったのですか？なにか参考にされたものはないですか？」と確認することから始めるといいと思う。なにも参考にしたものがなければ、偶然似た先行著作物があっても権利侵害にならない。一方、何らか参考にした著作物を提示してきた場合は、参考にした著作物の本質的特徴が創作した著作物から直接感得できるかどうかを判断したら良い。本質的特徴が直接感得できるかどうかの判断は、講義中で説明したキャラクターに関する判決例を参考にすれば良い。

○著作権を著作者から譲り受けた場合の譲受人の責任・リスクに関連して：

「著作権の譲渡を受けると、譲受人に全ての責任がかかりそうだが、著作権は著作者に残したままにすることでかかるリスクを避けられないか」

(回答) ライセンスを受けて、更にそれをサブライセンスすることも考えられるが、いずれにしても管理責任は避けられないと思われるうえ、著作権がないことによる紛争リスクの方があると思われる。

○「料理のレシピは保護できるか」

(回答) 企画書と同様 (Q&A: Q1 - 3), レシピを記載した文章は著作物にあたり得るが, 仮にレシピ本が著作物と認められてもレシピそのものが保護されるわけではない (レシピ自体はアイデアなので)。

○著作権の譲渡に関して (著作者側から見た場合) :

「他者のためにデザイナーがキャラクター図案を作成したり, ミュージシャンがレコードを出す時など, 依頼者側やレコード会社から著作権の譲渡を要求されることが多いようである。譲渡したくない場合はどうすればよいか」

(回答) 契約なので交渉次第だが, 依頼者等との力関係上, 事実上受け入れるしか選択肢がない場合が多いように思われる (著名なデザイナー等となれば事情は異なるかもしれないが)。音楽については, いずれにしても自分で著作権管理や料金徴収は困難と思われるので, どこかに委託するしかないのではないかと。

○契約書に関して :

「契約書の中には『この契約書に関する著作権は, 国際条約により守られています』というような文言を見ることがあるが, どう考えるか」

(回答) 著作権法で守られる著作物かどうかは, 個別の条文ごとに「思想又は感情」が表れた「創作的な表現」であるかを検討して判断するのだと考える。そのような文言を契約書に書くのは自由だが, 著作権法で守られるかどうかは別問題ではないかと。

4. おわりに

平成 24 年 4 月, その年の著作権委員会委員長に就任された中川裕幸先生の肝いりで, この一連のプロジェクトはスタートした。委員長からは「一見して実務の指針となるような明快な Q&A を作成してほしい」といった要望があったようだが, 会員から実際の実務を通じて集められた質問は, 明確な回答を示すことが困難なものも多く, 部会での回答作成作業中も, 議論が分かれることが決して珍しくなかったのが実情である。

そのため「Q&A」の回答としては必ずしも十分とは言えなかったり, 議論が分かれるような記載もあったりすることは, 部会としても認識しているところであるが, 多少なりとも会員の皆様の著作権業務のご参考

となれば, 幸いである。

なお「Q&A」の全体及び関連資料は, 「日本弁理士会電子フォーラム」の「>業務支援データベース>実務用データ>著作権」にて, 会員に公開している。

以 上

会員からの
アンケートに基づく
著作権実務 Q&A

2012 年度 著作権委員会 第 2 部会

序 文

著作権業務の一部が標榜業務として追加されたことを機に、日本弁理士会では平成 13 年より「著作権委員会」を設置、近年では、弁理士こそが著作権に関する専門家であることを外部から認識してもらうこと（「著作権と言えば、弁理士」）を目標として掲げ、活動を継続しています。

そして、平成 24 年度の著作権委員会第二部会では、「弁理士の著作権業務の現状」につきアンケート調査（具体的には、著作権に関し、実務において実際に受けた質問事項、日ごろ疑問に感じていることなど）を行い、その内容を分析するとともに、具体的な相談内容を基にして、Q&A 集の作成を行いました。

実際に受けた相談内容に基づいているという点で、同様の質問を受けた際などの会員の著作権業務の一助となればと考え、公表させていただきます。

相談の受けた際の具体的な背景が分からなかったものもあり、そのために一般的な回答にならざるを得なかったり、必ずしも十分な回答とは言えなかったりするものも含まれているかも知れませんが、この点ご理解ください。

2012 年 著作権委員会第 2 部会

1. 著作物性

著作権の保護対象は著作物である。著作物は法第 2 条 1 項 1 号で定義されている。

「一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

一方、法第 10 条 1 項各号には著作物の例示がされている。しかしこれらはあくまで例示であり、ここに

列挙された以外の表現であっても著作物になりうる。その反面、法第 10 条 1 項各号に列挙された表現であっても、法第 2 条 1 項 1 号の要件を満たさないものは著作物性が認められない。

著作物性については、その表現形式によって著作物性が満たされるか否かという質問事項が多かった。（例えば、設計図面に著作物性が認められるか、など）

しかし上述の通り、本来、その表現形式がどうであれ、法第 2 条 1 項 1 号の要件を満たせば著作物である。

とはいえ、表現形式によって、著作物として認められる可能性の高いもの、低いものという差異は存在する。

本論における回答では、かかる可能性の高低について述べているので、各質問の回答はそのような観点から参照していただきたい。

また、著作権で保護できないかという質問をする場合には、その裏にそこで示されているアイデアが保護できないかという意図が見え隠れする場合がある。しかし著作権での保護を与えられるのは、あくまで表現である。

発明を取り扱う機会が多い我々弁理士は、アイデアに価値を見出しがちであるが、著作権法ではアイデアには価値がなく、表現に価値があることに留意しなければならない。

Q 1 - 1 : 装置やプラントの設計図や CAD 図の著作物性について

A 1 - 1 : 概して設計図や CAD 図面に認められる著作物性は限定的である。

[解説]

設計図や CAD 図面は、「学術的な性質を有する図面」の著作物の対象である（10 条 1 項 6 号）。

しかし、全ての設計図等が著作物として保護されるものではない。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」（2 条 1 項 1 号）であるから、著作権法で保護される設計図は「創作的に表現されたもの」に限られることとなる。

設計図や CAD 図面は情報伝達を一義的な目的とするその性格上、設計図を読んだ技術者がだれでも同一の情報を取得することができなければならない。したがって、設計図等に創作的な表現が取り入れられる範囲は極めて限定的である。

なお設計図と同様に情報の正確な伝達を一義的な目的とする地図においても同様に考えられている（「富山住宅地図事件」富山地判 S53.9.22）。

設計図等が著作権による保護は難しい場合であっても、その設計図等が「営業秘密」であれば不正競争防止法による保護を受けることができる可能性がある（不競法 2 条 1 項 4 号～9 号）。不正競争防止法によれば不正の手段により取得した営業秘密を使用する行為が規制されている。実務上、著作権による保護を期待するよりもこちらの方が有効な場合が多いように思われる。設計図等を第三者に頒布する場合、守秘義務契約を締結することが重要であろう。

参考：

パテント 2006 Vol.59 No.1 p27

特 集《著作権実務ガイドライン》

設計図の保護 会員 峯 唯夫

Q 1 - 2：製品とともに CAD 図面を納品した会社が、同 CAD 図面を使用して中国で生産しているが、著作権侵害としてこれを阻止できないか。

A 1 - 2：著作権侵害を理由としては阻止することができない。

[解説]

CAD 図面は「学術的な性質を有する図面」として著作物の対象であり（10 条 1 項 6 号）、「創作的に表現されたもの」であれば、著作物性が認められる。

しかし、仮に CAD 図面自体に著作物性が認められたとしても、CAD 図面をもとにして生産された製品にまで著作権が及ぶわけではない（注）。

従って、CAD 図面の著作権侵害を理由として、CAD 図面をもとにして生産された製品に権利行使をすることはできない。

なお、CAD 図面をもとに製作される製品の技術的特徴については特許法、デザイン上の特徴は意匠法での保護を検討すべきである。

注：図面が建築に関する図面の場合に限っては、該図面に従って建築物を完成させることが、該建築の著作物の複製であるとされる（法第 2 条 1 項 15 号ロ）。

Q 1 - 3：企画書を作成したが著作権で保護を受けられるか

A 1 - 3：企画書自体は、思想又は感情を創作的に表

現したものであれば、著作権で保護が受けられる。しかし、企画書に書かれたアイデアに保護が与えられるわけではない点に留意すべきである。

[解説]

企画書は創作的に表現された言語著作物として、著作権法 10 条 1 項 1 号に規定されている著作物であるが、具体的な表現方法に著作物性が認められるのであって、企画内容のアイデア自体には著作物性が認められない。したがって、企画書のコピーによる複製権の侵害を問うことは可能であるが、企画書のアイデアは著作権では保護されない点に留意すべきである。

なお、企画書中のアイデアの盗用防止を望むのであれば、企画書を提示する相手方との間で守秘義務契約等を締結するなどの方策が考えられる。

Q 1 - 4：商品の取扱説明書に著作物性は認められるか？

A 1 - 4：取扱説明書の著作物性が認められる可能性は低いと、著作権での保護を受けられないことが多い点に留意すべきである。

[解説]

取扱説明書の説明文は客観的事実に基づいて説明されており、ありふれた表現とならざるを得ないため、創作性が発揮できる余地は狭く、著作物性は限定的である。また、編集著作物として保護を受けるためには、編集物（データベースを除く）で、素材の選択、配列に係る具体的な表現形式において創作性があることが必要とされるが（12 条 1 項）、写真、図面、説明文の配置やその他の表記がレイアウト上の工夫としてありふれたものの場合には著作物性が認められない。したがって、取扱説明書の著作物性が認められる可能性は低い（浄水器取扱説明書事件（大阪地裁平成 23 年 12 月 15 日））。

Q 1 - 5：キャラクターを作成したがいかなる権利で保護すべきか

A 1 - 5：まず「キャラクター」とは抽象概念であることを十分理解すべきである。抽象概念としてのキャラクターは保護を受けることができない。ただしキャラクターを漫画などで視覚的に表現した場合は、その具体的な表現について著作権で保護を受けることができる。

[解説]

「視覚的に表現した」キャラクターは、美術の著作物

として著作物性を有する。但し、「漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格である抽象概念」のキャラクター自体には著作物性は認められない。

したがって、「視覚的に表現した」キャラクターについては、著作権の保護を受けることができ、他人が同じ、又は類似したキャラクターの表現を使用して営業している場合には、複製権、または翻案権の侵害が認められる。また、著作者は、著作権を譲渡したり使用許諾をしたりしても、著作権者等が著作者の意に反して改変を行った場合には同一性保持権の侵害が認められ、キャラクターの表現について保護を受けることができる。

更に、著作権で保護されない部分を、商標法、意匠法、不正競争防止法、及び契約で効果的に保護することも必要である。

Q 1-6：キャラクターはどの程度似ていると侵害になるのか？

A 1-6：キャラクター（が表現された絵画など）の本質的な特徴を直接感得することのできる程度に類似している場合には著作権侵害となる。

[解説]

著作物のキャラクターのコピーは複製権（21条）の侵害であり、また、それに類似している絵の場合には翻案権（27条）を侵害することになる。

ここで翻案とは、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ（類似性）、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」である（最判平成 13.6.28「江差追分」事件）。

したがって、キャラクターに依拠して本質的な特徴を直接感得することのできる程度に類似している場合には、翻案権を侵害することになる。

具体的な事案として、巻末に裁判でキャラクターイラストなどで類似性が争われた例をいくつか掲載した。

Q 1-7：プログラムにおいて全体として異なっても、モジュールレベルで類似すれば著作権侵害となるのか。

A 1-7：モジュール（ソフトウェアにおける、交換可能なひとまとまりの機能・要素）も、プログラム

の一種であり、それ自体一つのまとまりのある思想を創作的に表現したものであれば著作物である。したがって、モジュールレベルで類似すれば著作権侵害となりうる。ただしそのモジュールが汎用的に使用されている汎用モジュールまたはそのような汎用モジュールを多少修正した程度のモジュールの場合は、著作物性が認められないため、著作権侵害とならない。

Q 1-8：プログラムが参照するテーブルのようなものもデータベースとして著作権で保護されるか？

A 1-8：そのテーブルが、情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有すると認められる場合には著作物性を有する。

[解説]

データベースとは、「情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的に構成したもの」であるところ（著作権法第2条1項10号の3）、「テーブル」とは「データの集まりの表」（*）であり、「情報の集合物」と言えることから、著作権法上の「データベース」に該当する余地はあると思われる。しかし、それが「著作物」に該当するかはまた別の問題であり、「その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ことが必要となる（著作権法12条の2）。

* 参考文献「図解 コンピュータの大百科 オーム社」における定義

Q 1-9：特許明細書の用語、例えば、電子線硬化型樹脂組成物などの内容を具体的に下位概念として例示列挙して説明する場合（通常、3-4頁ぐらいのボリュームになる）、通常、内容としては、他人の特許明細書の記載されたものと、実質上同じような記載になる。

この場合、そのまま、他人の特許明細書の具体的化合物が列挙されている部分をコピーして貼り付けて使用した場合には、著作権侵害になるのか。特許公開公報や、特許公報の内容文章に著作権は発生しているか。

A 1-9：具体的化合物が列挙されている部分だけであれば、著作物性がなく、著作権侵害にならない可能性が高い。

[解説]

特許明細書の内容には、思想・感情が表現され、かつ学術分野に属しているため、理論的には法第2条1項1号の著作物性を否定することは困難であり、ほとんどの特許明細書で著作権は発生している（著作権法第13条に掲げられる「権利の目的とならない著作物」にも、特許明細書は列挙されていない）。

しかし、具体的化合物が列挙されている部分などでは、例示化合物名は、同じ表現にならざるを得ないのであり、かつその記載順序も、無機であれば元素番号順、有機であれば炭素数順など、ありふれた規則で並べられているのが一般的である。

従って、設問のように具体的化合物がありふれた規則で列挙されている場合、その列挙箇所には著作物性が認められないため、具体的化合物の列挙箇所をコピーしても著作権侵害にならない可能性が高い。（大阪地裁 昭和54.9.25 判タ397号152頁 [発光ダイオード論文] など参照）

なお、特許明細書は、その制度趣旨上、多くの者が自由にアクセス・利用できることが望ましいこと、また現実に出願人に無許諾で出版され、企業内等で普通に複製等されている状況でありながら上記のように著作物性を否定することは困難であるという状態であることから、最終的には立法的な解決が必要との指摘がある（有斐閣発行 中山信弘著「著作権法」）

Q1-10: 特許実施許諾契約書などの文言や契約条文の表現は、過去になされた他人の契約書の文章と、通常、同じような表現になってしまいますが、結局実質同内容で表現もほぼ類似になるので、独自に作成する代わりに他人の契約書の条文をコピーしてそのまま使用することは、許されるか。そもそも、契約書のようなほぼ内容に盛り込む条文が同じになるようなものに、著作権が発生するのか。

A1-10: 契約書案については、そもそも「思想又は感情」が表れていると言えるかにつき問題があり、裁判例ではこれを否定している（東京地判昭和40年8月31日【船荷証券事件】、東京地判昭和62年5月14日【契約書案事件】）。

また、同じような表現の契約書について、「創作的な表現」と言えるかも疑問と思われる。事案毎に作成した契約書についても、契約書上の表現はそもそも個性が表れにくい点からすれば、一般的には契約

書の著作物性は否定的に考えられる。

参考文献：Q&A 著作権法（鈴木基宏著：青林書院）

Q1-11: 国家試験の問題を解説する自らのセミナーを You Tube 等を用いて流したいが、その際に、国家試験（例えば、弁理士試験）の問題を使用、画面に表示しても著作権法上問題ないか？

A1-11: 国家試験の問題は一般的に著作物性が認められ、適法に利用するためには著作権者の許諾が必要である。

[解説]

一般的に試験問題は（単純な数式を解く問題などを別にすれば）著作物性が認められる（2条1号）。そして、試験問題は、国家機関として作成したものであるとしても、著作権法13条1項各号に列挙された「権利の目的とならない著作物」には該当しない。従って、引用（第32条）に該当する場合を別論とすれば、You Tube 等で試験問題を表示して解説すると公衆送信権侵害（23条）となる。適法に利用するためには、著作権者の許諾が必要である。

なお、特許庁のHPによると、「特許庁のHPに掲載された内容の著作権については、私的な使用または引用等著作権法上認められた行為として、当ホームページからの出典である旨を明示することで、転載、引用、複製を行うことができる」旨が記載されている（引用元：URL: <http://www.jpo.go.jp/about/index.htm>）。特許庁総務部秘書課弁理士室によれば、弁理士試験の問題も「特許庁のHPに掲載された内容」に当たり、出典を明示すれば、引用可能とのことである。

Q1-12: 他社の文書に、自社で作成した図表が引用された。クレームできないか。

A1-12: 図表に認められる著作物性は限定的であるため、著作権での保護を受けられないことが多い点に留意すべきである。

[解説]

1) 図の著作物性について

図が著作物として保護されるには、客観的事実やアイデア自体の創作性ではなく、表現上の創作性に限定される。ありふれた手法で図示したにすぎない場合は、創作性が認められず、著作物性は否定される。

2) 表の著作物性について

表に記載された事項の内容や数値自体は、表現方法ではないから著作物性はなく、表に著作物性が認められる場合は、表の形式そのものが特別のものであったり、表を構成する項目の選択やその記載の順序などに特別の工夫が見られる場合に限られるものである。(ショッピングセンター建築設計図無断複製事件(平成12年03月08日名古屋地裁))

但し、著作物性は認められなくても、他人の労力を利用して自らの利益を得た場合には、法的保護に値する自社の営業上の利益を侵害するものとして不法行為(民法709条)が成立する可能性がある。

Q 1 - 13: 他社の HP やパンフレットに掲載された写真を転用することができるか。(特に、一見して創作的な特徴がないと思われるような写真について。)

A 1 - 13: 一見して創作的な特徴がないと思えるような写真であっても、著作物性が認められることは珍しくなく、安易な無断転用は避けるべきである。

[解説]

写真は構図、光量・シャッターチャンスなどを要する撮影から現像等の全工程において、独創的な工夫が必要なため、著作物性が認められる。しかし、運転免許証、身分証明書の写真など、創意工夫が見られないものには著作物性が認められない。

他社の HP やパンフレットに掲載された写真の場合は、何らかの目的で創意工夫を凝らして写真を撮影していると考えられるので、これを無断で使用すれば著作権侵害となる可能性があると考えておいた方が妥当である。したがって、他社の HP やパンフレット等の中の写真などの著作物の使用には、原則として著作権者の承諾が必要となる。

なお、著作権の譲渡を受けても、著作物を無断で改変すると、著作人的人格権に基づく同一性保持権の侵害となる。

Q 1 - 14: 自社が最初に採用した、パンフレットでのサービス内容の紹介に使用した手法(パズル図形の組み合わせ)を、他社も真似しているのを差し止められないか

A 1 - 14: サービス内容の紹介をパズル図形の組み合わせで行うというアイデア自体は著作物ではなく、

保護されない。実際のパンフレットに表現されたデザインや文章には著作物性が認められるので、その表現が酷似している場合には、複製権(21条)、又は翻案権(27条)の侵害として差し止めすることができる。

Q 1 - 15: ある業種のマッチングサイトを運営するというビジネスで、各社のサイトのトップ画像をキャプチャーし、その画像を無許諾で、マッチングサイトに掲載することは、合法か否か?

A 1 - 15: トップ画像に著作物性が認められる可能性が高く、違法である可能性が高い。

[解説]

Webサイトに掲載されている個々の情報(文字、写真、イラスト等)は著作権の対象であり、Webサイト全体も編集著作物の対象となる。

したがって、Webサイトのトップ画像に著作物性が認められる場合、そのトップ画像をキャプチャーする行為は、著作物を複製する行為に該当し、私的使用の目的以外でキャプチャーした画像ファイルを保存する行為はWebサイトの著作権者の複製権を侵害することになる。

また、作者は、その著作物について、公衆送信を行う権利を専有しており(23条1項)、マッチングサイトにキャプチャー画像を掲載する行為は著作権者の公衆送信権を侵害することになる。

Q 1 - 16: 工業製品(量産品)の著作物性について

A 1 - 16: 量産品が実用品である場合には、一般に「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(2条1項1号)」といえず、著作物性が認められない。ただし、もっぱら美術鑑賞に供することを目的として創作された美術工芸品などの作品(純粹美術)と同視し得る量産品の場合には、著作物性が認められる場合がある。

Q 1 - 17: 洋服のデザインに著作権はあるか。ジャケットなどはデザイナーの創作があるように思えるが。

A 1 - 17: 洋服のような量産品は、通常著作権法では保護の対象とならず(著作権法第2条1項1号)、意匠法での保護対象となる(意匠法第3条1項柱書)。

<第二章以下、省略>
(原稿受領2014.6.6)